

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月17日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 小平田 浩司

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 平成26年度コピー・青写真焼付製本単価契約 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 沖縄総合事務局開発建設部
- (5) 入札方法
入札書には仕様書に示す予定数量を基に算出した合計金額(総価)を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のうち、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であるが、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 交付期間中に仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ提出期限までに申請書等を提出していること。
- (6) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。)ではないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031(内線) 2528・2530

- (2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 (1)の問い合わせ先に同じ
 希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (3) 入札説明書の交付期間
 平成26年3月17日(月)から平成26年4月3日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。
- (4) 電子入札システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限
 平成26年3月24日(月) 17時15分
- (5) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の提出期限
 平成26年4月3日(木) 17時15分
 郵送(書留郵便に限る。)の場合は上記まで必着すること。
- (6) 開札の日時及び場所
 平成26年4月4日(金) 13時30分
 沖縄総合事務局開発建設部入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに申請書等を上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の提出期限までに申請書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
 なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
 本公告に示した役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。